

令和6年度 第1回浜松市こどもの権利に関する条例検討委員会

日時： 令和6年12月16日（月）
17:30～19:00

場所： ザザシティ浜松中央館5階
大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 こども家庭部長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 委員長及び副委員長選任
- 5 浜松市こどもの権利に関する条例の整備について
- 6 浜松市子ども育成条例
- 7 意見交換
- 8 閉会

資料1

資料2

《その他》

こども基本法第3条（基本理念）

参考資料1

静岡県作成リーフレット「子どもの権利ってなんだろう」

参考資料2

浜松市こどもの権利に関する条例検討委員会設置要綱

参考資料3

浜松市こどもの権利に関する条例検討委員会 委員名簿

令和6年10月1日現在

	分野	所属団体	氏名
1	有識者 (大学教授)	聖隷クリストファー大学	藤田 美枝子
2	有識者 (弁護士)	リブラ綜合法律事務所	伊豆田 悦義
3	有識者 (医師)	メンタルクリニック・ダダ	大嶋 正浩
4	子育て関係者	認定特定非営利活動法人 はままつ子育てネットワークぴっぴ	原田 博子
5	子育て関係者	浜松市PTA連絡協議会	有薗 亮太郎
6	人権・児童福祉 関係者	浜松市人権擁護委員連絡協議会	河合 洋子
7	人権・児童福祉 関係者	社会福祉法人和光会	徳田 義盛
8	人権・児童福祉 関係者	社会福祉法人小羊学園	雨宮 寛
9	人権・児童福祉 関係者	浜松民間保育園長会 (入野こども園)	中村 勝彦
10	教育関係者	浜松市立高校校長	草谷 篤
11	教育関係者	浜松市校長会 (北部中)	渡辺 博幸
12	教育関係者	浜松市校長会 (城北小)	土屋 憲司
13	行政	静岡地方法務局浜松支局	一條 典之

浜松市こどもの権利に関する条例の整備について

1 背景

昨今、児童虐待やヤングケアラーなど支援が必要な家庭が増加しているほか、いじめや不登校の問題など、こどもの健全な育成や人格形成に影響を及ぼすことが危惧されている。

こうした中、こども施策の推進にあたっては、市だけでなく、保護者、地域、学校をはじめ、こどもに関わる全ての方がこどもの最善の利益を第一に考え、それぞれの役割を果たし、社会全体でこどもの育ちを支えていくことが大切である。

また、こどもの権利を広く市民に周知し、将来にわたって市と市民が一体となり、こどもを大切にする姿勢をわかりやすく伝えることは大変意義がある。

こうしたことから、昨年4月に施行されたこども基本法の基本理念を踏まえ、改めてこどもが権利の主体であることを、こども自身も理解し、社会全体で共有を図るため、条例の整備に取り組む。

2 これまでの動き等

・平成22年4月 「浜松市子ども育成条例」施行

こどもが生き生きと輝き、子育てがしやすく楽しいと感じられる社会の実現を目指して制定。条例の基本理念には、「すべての子どもが人としての尊厳を有し、かけがえのない存在として尊重されるとともに、子どもにとって最善の利益が考慮されること」と明記。



・令和5年4月 「こども基本法」施行

こども基本法の基本理念は、児童の権利に関する条約のいわゆる4原則「差別の禁止」「生命、生存及び発達に対する権利」「児童の意見の尊重」「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえて規定され、こどもの権利を明確化。＜参考資料1・2＞

・令和5月12月 「こども大綱」閣議決定

こども大綱では、こども施策に関する基本的な方針に「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善を図る」と明記。



・令和7年4月 「浜松市こども計画」施行（現在策定中）

現在策定中のこども計画案では、こども基本法の理念も踏まえ、施策の柱の1番目に「こども・若者の権利に関する理解促進・普及啓発の推進」を掲げ、こどもの権利に関する条例の整備を進めていくことなどを盛り込む予定。

4 当検討委員会での検討内容 ＜参考資料3＞

- ・条例の素案の検討
- ・条例に係る調査研究
- ・その他条例の素案等の検討に関し必要な事項

5 今後の予定

令和8年度中の施行を目途に、浜松市におけるこどもの権利に関する条例の検討を進める。

<参考>

1 こどもの権利に関する条例制定済の自治体：69自治体（令和6年5月現在）

出典：子どもの権利条約総合研究所調べ

（1）政令市5市

平成13年4月	川崎市	川崎市子どもの権利条例
平成21年4月	札幌市	札幌市子どもの最善の利益を実現するための条例
平成27年4月	相模原市	相模原市子どもの権利条例
令和2年4月	名古屋市	なごや子どもの権利条例（「なごや子ども条例」改正）
令和4年4月	新潟市	新潟市子ども条例

（2）静岡県2市

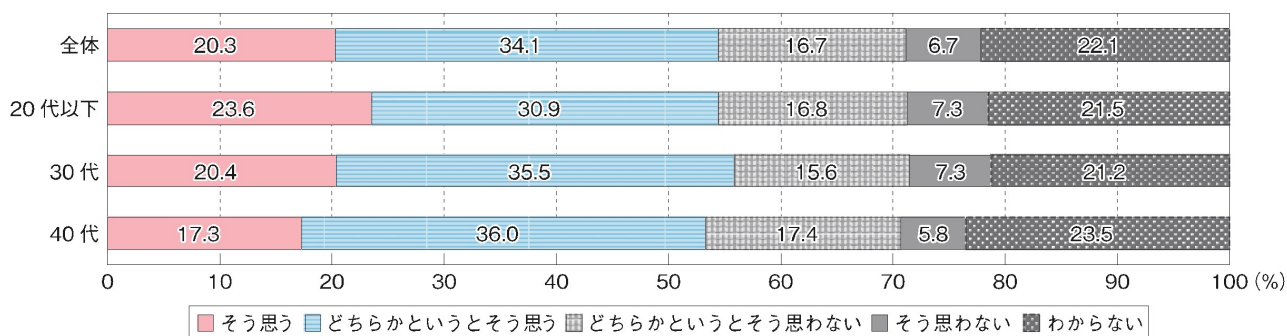
令和4年4月	富士市	富士市子どもの権利条例
令和6年4月	藤枝市	藤枝市こども基本条例

※磐田市が令和7年4月施行に向け、現在検討中

2 こどもの権利に関する現状

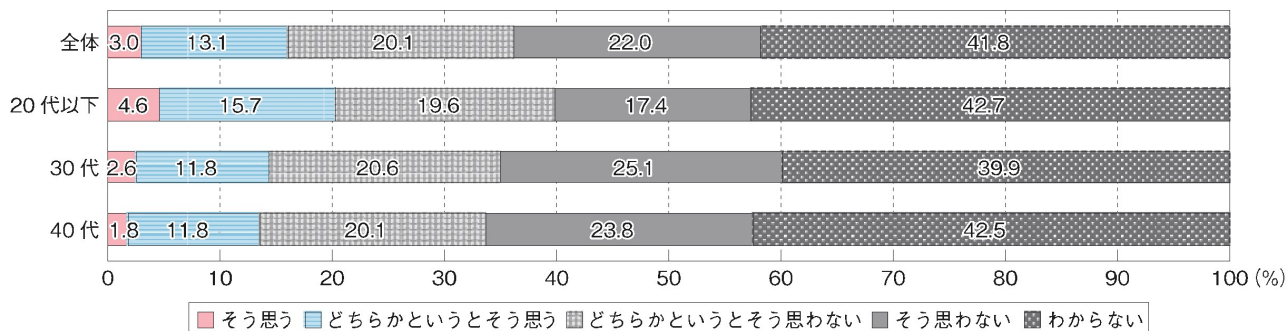
（1）こどもの権利に関する意識や認知度

ア．「こどもは権利の主体である」と思う人の割合



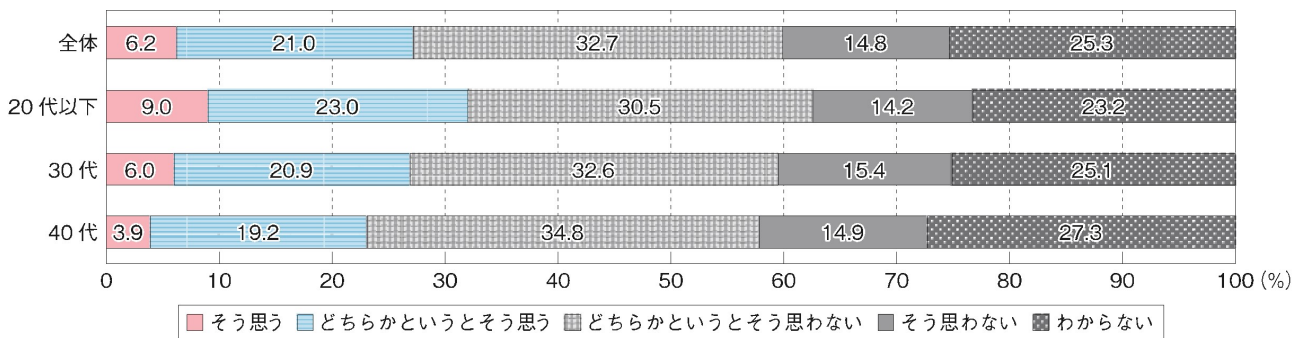
出典 こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」

イ．「こども政策に関して自身の意見が聞いてもらえている」と思う人の割合



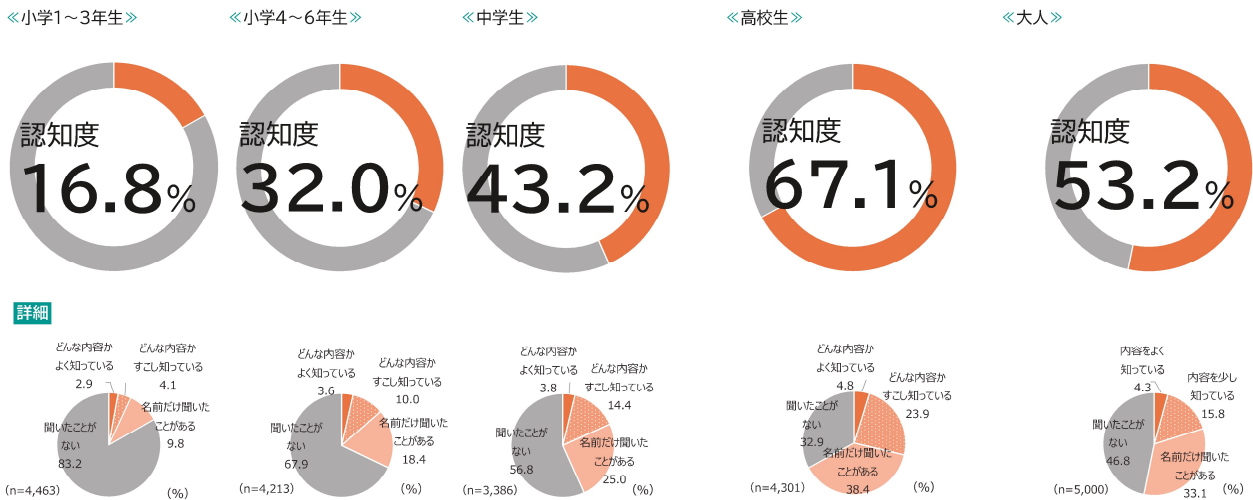
出典 こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」

ウ。「障害のある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されている」と思う人の割合



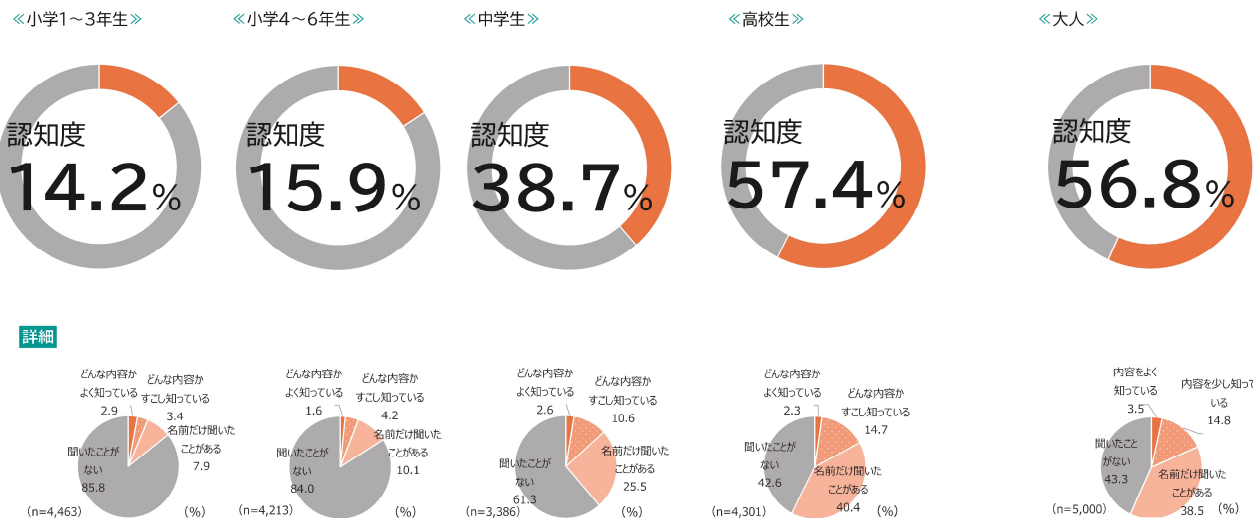
出典 子ども家庭庁「子ども政策の推進に関する意識調査」

エ. 児童の権利に関する条約の認知度



出典「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」における調査結果

オ. こども基本法の認知度

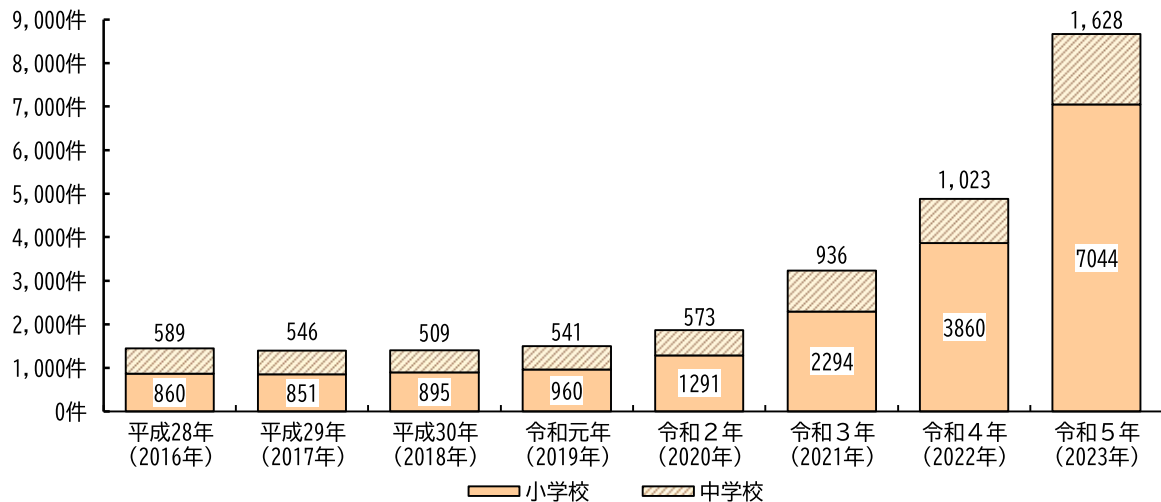


出典「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」における調査結果

(2) 浜松市のいじめ認知件数、児童虐待の件数

ア. いじめ認知件数の推移

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
小学校	860	851	895	960	1,291	2,294	3,860	7,044
中学校	589	546	509	541	573	936	1,023	1,628
合計	1,449	1,397	1,404	1,502	1,864	3,230	4,883	8,672



出典 浜松市学校教育部指導課

イ. 児童虐待の件数

(ア) 児童虐待相談対応件数

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
全国児童相談所	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,659	219,170	-
浜松市児童相談所	494	474	575	764	833	823	872	761
浜松市家庭児童相談室	310	286	285	340	280	272	332	320

(イ) 浜松市の社会的擁護のこどもの人数

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
里親委託	28	31	32	43	49	54	53	
施設入所	107	108	88	87	82	72	79	
計	135	139	120	130	131	126	132	

出典 浜松市こども家庭部児童相談所・子育て支援課

浜松市 子ども育成条例



浜松市

◎ 浜松市子ども育成条例 ◎

どうして条例が必要なのでしょう？

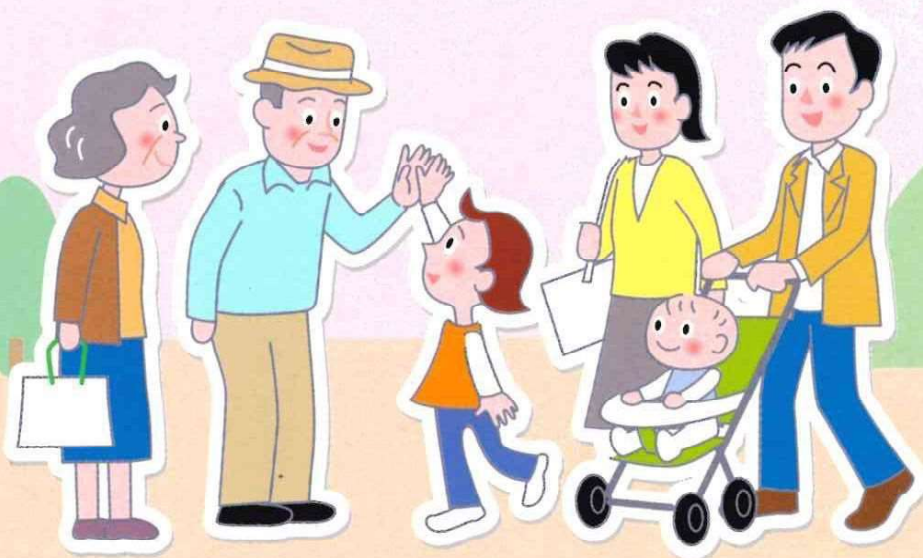
少子化や核家族化の進行、地域における人のつながりの希薄化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。

子どもが生き生きと輝く社会を実現するためには、市、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民がそれぞれの役割を果たし、お互いに連携して、社会全体で出産や子育て、子どもの育ちをしっかりと支えて、子どもの生きる力をはぐくんでいく必要があります。

浜松市の未来を担う子どもが、生き生きと輝いてほしいという願いを込めて、この条例を制定しました。

条例の目的は

この条例は、未来を担う子どもを社会全体で健全に育成し、支えていくための取組について、その基本理念を定め、市、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民の役割を明らかにするとともに、市の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、子どもが生き生きと輝き、子育てがしやすく楽しいと感じられる社会の実現を目指すことを目的としています。



基本的な考えかた

- ・ 子ども一人一人をかけがえのない存在として尊重し、子どもにとっての最善の利益を考慮します。
- ・ 子ども一人一人が豊かに育つ環境をつくります。
- ・ 社会全体で協力して、子どもや子育てを応援します。

みんなで取り組みましょう！

社会全体で
出産や子育て、子どもの育ちを
支えていきましょう！



浜松市子ども育成条例では、市、保護者、
学校等、事業主、子ども育成団体、市民の
役割を定めています。（第4条～第9条）

子どもが豊かに育つ
教育をしましょう。

学校等

仕事と子育て、
どちらも大事にできる
ようにしましょう。

事業主

子どもや子育てを
支える、いろいろな
取り組みをします。

市

温かい家庭を
つくりましょう。

保護者

子どもが安心して
過ごせるような地域を
つくりましょう。

市民

地域で子どもの
ための、いろいろな
活動をしましょう。

子ども育成団体

市の役割

第4条

- 子どもを社会全体で健全に育成し、支えていくための施策を行います。
- 保護者や学校等、事業主、子ども育成団体、市民と連携し、子どもの育ちを支えます。

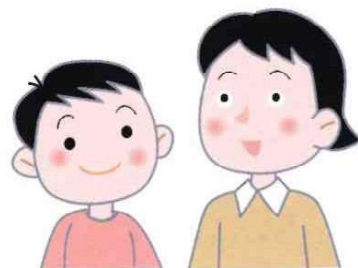
保育園や放課後
児童会を整備し
てほしいわ。



誰もが住みやすい
まちになるといい
な。



公園とか、安全に
遊べる場所がほ
しいな。



保護者の役割

第5条

- 愛情と責任を持って子どもを育てましょう。
- 子どもとふれあって、温かい家庭をつくりましょう。

休みの日は一緒
に遊びたいな。



ほめるときはほめて、
叱るときはしっかり
叱ってほしいな。



晩ごはんは家族
そろって食べた
いな。



※吹き出しの内容は、条例を作る際に行った子どもや保護者へのアンケート調査等でいただいたご意見を基にしています。

学校等の役割

第6条

- 子どもが将来の夢や希望をはぐくむことができるよう努めましょう。
- 保護者や地域と連携して、子どもの育ちを支えましょう。

学校の友だちと
楽しく過ごした
いな。



私にはこんな
夢があるんだ!



家庭とよくコミュ
ニケーションを
とってほしいわ。



事業主の役割

第7条

- 子育て中の保護者の役割を十分に認識しましょう。
- 仕事と子育てを両立しやすい職場環境を作りましょう。

たまには早く帰っ
てきてほしいな。



仕事も家庭も
同じように大事
にしたいな。



子どもが病気の
ときは休み
たいわ。



子ども育成団体の役割

第8条

- さまざまな知識や経験を生かし、子どもの健全育成に取り組みましょう。

子ども会でいろんな行事があって楽しい!



スポーツ少年団でサッカーをやっているよ!



子育てサークルでお友達ができたわ。



市民の役割

第9条

- 子どもが健やかに育つことができる地域をつくりましょう。
- 子育てや子どもの育ちに関心を持って、子どもや保護者を温かく見守りましょう。

下校のときの見守りがあって安心だね。



うちの子以外の子どもとも関わってみよう。



近所のおじいちゃんと遊んでもらったよ。



市は、子どもを社会全体で健全に育成し、
支えていくための施策を総合的かつ計画的に
実施するための計画を策定します。

浜松市次世代育成支援行動計画

施策・事業の推進

子どもが生き生きと輝き、子育てがしやすく
楽しいと感じられる社会の実現



◎浜松市子ども育成条例

子どもは、浜松市の宝であり、明日への活力の源です。

子どもは、年齢、性別、障害の有無、国籍などによらず、一人一人が様々な個性、資質や能力、夢を持ったかけがえのない存在です。子どもが家庭や地域のぬくもり、自然の中でのびのびと遊び、学び、育っていくことは、私たち浜松市民すべての願いです。

しかし、家庭における養育力や教育力の低下、児童虐待が心配される一方で、地域社会における人間関係や社会意識の希薄化が見受けられるなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、学校等におけるいじめや不登校も社会問題となっています。

また、結婚や出産に対する個人の意識の多様化や、未婚化、晩婚化などにより少子化が進行することで、経済活動の停滞や地域社会の活力低下など、市民生活に深刻な影響をもたらすことが懸念されています。

このような状況に歯止めをかけ、子どもが生き生きと輝く社会を実現するためには、市、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民がそれぞれの役割を果たし、お互いに連携することにより、社会全体で出産や子育て、子どもの育ちをしっかりと支えて、子どもの生きる力をはぐくんでいくことが必要です。

ここに、地域のあらゆる力を結集し、浜松市の未来を担う子どもを育て、守っていくことが重要であるという意識の下、子どもが生き生きと輝き、子育てがしやすく楽しいと感じられる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

目 的

第1条 この条例は、未来を担う子どもを社会全体で健全に育成し、支えていくための取組について、その基本理念を定め、市、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民の役割を明らかにするとともに、市の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、子どもが生き生きと輝き、子育てがしやすく楽しいと感じられる社会の実現を目指すことを目的とする。

定 義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所その他これらに類するものをいう。
- (4) 子ども育成団体 子どもの健全育成に携わる団体をいう。

基本理念

第3条 子どもを社会全体で健全に育成し、支えていくための取組は、次に掲げる基本理念にのっとり、行うものとする。

- (1) すべての子どもが人としての尊厳を有し、かけがえのない存在として尊重されるとともに、子どもにとって最善の利益が考慮されること。
- (2) 子どもがそれぞれの夢と希望を持ち、様々な経験や学習を通じて創造力と豊かな人間性、生きる力を身に付けるとともに、自分や他人の命を大切に、他人への思いやりや共生の心、郷土や国を愛する心をはぐくむことができる環境づくりを行うこと。
- (3) 市、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民が、それぞれの役割を果たすとともに、子どもが育つ喜びを分かち合い、相互に連携を図りながら協力して一体的に取り組むこと。

市の役割

第4条 市は、子どもを社会全体で健全に育成し、支えていくための施策を総合的に実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民の理解と協力が得られるよう努めるものとする。
- 3 市は、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民がそれぞれの役割を果たす上で、相互に連携と協力が図られるよう努めるものとする。

保護者の役割

第5条 子育てについての第一義的責任を有する保護者は、愛情と責任を持って、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。

- 2 保護者は、自らが模範を示しながら子どもに基本的な生活習慣や社会規範を身に付けさせるとともに、子どもとの日常的な触れ合いを通して、子どもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりに努めるものとする。
- 3 保護者は、子どもの育成に最善を尽くすとともに、地域社会や学校等との適切な連携を図るよう努めるものとする。
- 4 保護者は、市が実施する、子どもを社会全体で健全に育成し、支えていくための施策に協力するよう努めるものとする。

学校の役割

第6条 学校等の管理者は、子どもが将来への夢と希望をはぐくむことができるよう努めるものとする。

- 2 学校等の管理者は、すべての教育活動を通じて、子どもが豊かな心、健やかな体、生涯にわたって学び続けることができる基本的な知識や技能及び豊かな創造性を身に付けられるよう努めるものとする。
- 3 学校等の管理者は、子どもが健やかに育つために、保護者や地域社会との連携を積極的に図るよう努めるものとする。
- 4 学校等の管理者は、市が実施する、子どもを社会全体で健全に育成し、支えていくための施策に協力するよう努めるものとする。

事業主の役割

第7条 事業主は、第5条に規定する保護者の役割を十分に認識し、その雇用する労働者が仕事と家庭生活の調和を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備や職場における労働者の相互理解の促進に努めるものとする。

- 2 事業主は、市が実施する、子どもを社会全体で健全に育成し、支えていくための施策に協力するよう努めるものとする。

子ども育成団体の役割

第8条 子ども育成団体は、その専門的な知識や経験を生かし、子どもの健全育成を積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 子ども育成団体は、市が実施する、子どもを社会全体で健全に育成し、支えていくための施策に協力するよう努めるものとする。

市民の役割

第9条 市民は、保護者が安心して子育てができるよう、目配り、声かけ等を通して子どもが健やかに育つことができる地域社会づくりに努めるものとする。

- 2 市民は、地域社会において、子どもの考えや行動に関心と理解を持つとともに自らが模範を示しながら、子どもに様々な経験や学習を重ねさせることにより、

子どもが社会の一員としての役割を自覚することができるよう努めるものとする。

- 3 市民は、市が実施する、子どもを社会全体で健全に育成し、支えていくための施策に協力するよう努めるものとする。

はままつ子どもふれあい週間

第10条 市民一人一人が子どもや子育てについての関心と理解を深めるために、毎月第3日曜日から始まる1週間をはままつ子どもふれあい週間（以下「子どもふれあい週間」という。）とする。

- 2 子どもふれあい週間には、市、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民は、それぞれの立場で、啓発その他の子どもとの触れ合いに関する活動を実施するよう努めるものとする。

計画の策定等

第11条 市長は、子どもを社会全体で健全に育成し、支えていくための施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定するものとする。

- 2 市長は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、広く市民の意見を聴くとともに、当該意見を反映させるよう努めなければならない。
- 3 市長は、第1項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

広報及び啓発

第12条 市は、子どもを社会全体で健全に育成し、支えていくための取組を推進するため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

庁内体制

第13条 市長は、子どもを社会全体で健全に育成し、支えていくための施策について庁内における総合調整を行い、これを実効性のあるものとするための庁内体制を確立するものとする。

委 任

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定により策定されている計画は、第11条の規定により策定された計画とみなす。

毎月第3日曜日から始まる1週間は

はままつ 子どもふれあい週間 です

CALENDAR						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

はままつ子どもふれあい週間とは…

子どもは、浜松市の宝であり、明日への活力の源です。

浜松市子ども育成条例では、

市民一人一人が子どもや子育てについて

関心と理解を深めることを目的に、

毎月第3日曜日から始まる1週間を

「はままつ子どもふれあい週間」

と決めました。

家庭や地域において、それぞれの立場で、

子どもとのふれあいやコミュニケーションを深めましょう。

浜松市こども家庭部次世代育成課

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

TEL053-457-2795 FAX053-457-2039

E-mail katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

基本理念

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

解説

1号から4号においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ、規定されています。

上記に加え、こどもの養育を担う大人や社会環境に係る規定として、5号ではこどもの養育について、6号では子育てについて、それぞれ、定められています。

- 1号は、日本国憲法第11条の基本的人権の保障、同第13条の個人の尊重、同第14条の法の下での平等、さらには、児童の権利に関する条約第2条の差別の禁止の趣旨を踏まえて、規定されています。
- 2号は、児童の権利に関する条約第6条の「生命、生存及び発達に対する権利」の趣旨を踏まえて、こどもの成長を支えることを定めたものです。
- 3号は、児童の権利に関する条約第12条の児童の意見の尊重の趣旨を踏まえ、こども自身に直接関係する全ての事項に関して、年齢や発達の程度に応じて、こどもの意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されることを規定したものです。
- 4号は、こども自身に直接関係する事項以外の事項であっても、こどもの意見が、その年齢及び発達の程度に応じて尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを規定したものです。
- 5号は、児童の権利に関する条約の前文及び第18条の趣旨を踏まえ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、子育てに対して社会全体として十分な支援を行うことを定めたものです。また、家庭での養育が困難なこどもに対して、その健やかな成長のために同様の養育環境を確保することを定めたものです。
- 6号は、子育てをする者、しようとする者が、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるよう、社会環境を整備することを示したものです。

子どもの権利ってなんだろう

参考資料 2

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」って聞いたことがありますか？ 世界中のすべての子どもたちがもっている“権利”について定めた条約です。戦争に巻きこまれてしまったり、防げる病気で命をうしなってしまうたり、つらい仕事で1日が終わってしまったり…世界には厳しい暮らしをしている子どもたちがいます。

子どもの権利条約は、そんな子どもたちをはじめ、世界中の子どもたちの強い味方です。

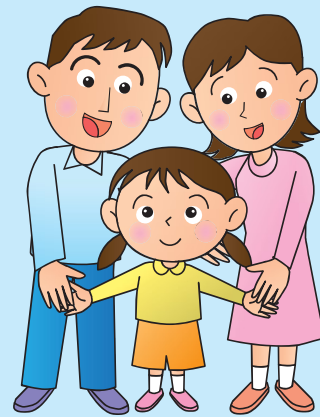
子どもの権利条約には、54の条文があり、この条約の基本的な考え方（原則）は、次の4つで表されています。

命を守られ成長できること



すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもにとって最もよいこと



子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

意見を表明し参加できること



子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別のないこと



すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの権利条約の一部を紹介します

第1条 子どもの定義 18歳になっていない人を子どもとします。

第2条 差別の禁止 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

第3条 子どもにもっともよいことを 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第6条 生きる権利・育つ権利 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第9条 親と引き離されない権利 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

第12条 意見を表す権利 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第16条 プライバシー・名誉の保護 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

第19条 あらゆる暴力からの保護 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第23条 障がいのある子ども 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

第28条 教育を受ける権利 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければならないとします。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第31条 休み、遊ぶ権利 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

出典：『子どもの権利条約カードブック』（公財）日本ユニセフ協会発行 および（公財）日本ユニセフ協会ホームページより

もっと知りたいことがあったら…

皆さん、児童の権利条約に示された自分の権利を大切にしてください。そして、同じようにほかの人の権利も大切にしてください。すべての人は同じように大切にされなければならないということが、人権という考えの基本だからです。そして、大人になったときに、その実現のために何をすべきが考えてみてください。もっと知りたい人は、下記ホームページを参考にしてください。

日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」 <https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/>

児童の権利に関する条約の各国語訳URL <https://boes.org/multilingual/>

*日本については、1994年5月22日に児童の権利に関する条約の効力が発生しています。

静岡県は、こどもや若者のみなさんの意見を大切にします。

浜松市こどもの権利に関する条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 こどもの権利に関する条例（以下「条例」という。）の整備について検討するにあたり、専門的な知見及び子育て関係者等の幅広い意見を反映させるため、浜松市こどもの権利に関する条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例の素案の検討
- (2) 条例に係る調査研究
- (3) その他条例の素案等の検討に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 有識者
- (2) 子育て関係者
- (3) 人権・児童福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会の所掌事項が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども家庭部こども若者政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。